

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付： 2004年 8月19日
提出元：株式会社アッカ・ネットワークス
題名： G.992.1システムの保護判定基準値の提案
課題表対応 C.3.2、C.3.3

まえがき

本寄書では、スペクトル管理の基本精神である「既存方式の利用者に対し許容できないような干渉の影響が生じないようにする」に従い、既存G.992.1ADSLユーザのサービスレベルを考慮した保護判定基準値を提案する。

また、JJ100.01第2版と同様にシステムの性能（伝送性能値）から算出した場合との比較を参考として示す。

1. 保護判定基準値案

提案する保護判定基準値案は、下記2項を必要条件としている。

事業者間合意である換算線路長4.5km以遠において最低確保伝送速度200kbpsを確保する（保護判定基準値として明示する）。

上り拡張システムの暫定運用案の根拠である下り4Mbpsを確保する。

本保護判定基準値案は、JJ100.01第3版以降で検討することとなっているOL方式にも適用する。

提案する保護判定基準値案は図1（図3、図5）と図2（図4、図6）に示す階段状の図形ある。

この保護判定基準値案はJJ100.01第2版の保護判定基準値より高いレベルを要求しているが、スペクトル適合性計算条件を“現実の環境を反映したものにすることにより（SMS-15-ACCA-03参照）限界線路長はJJ100.01第2版の場合とほぼ同じとなる。

2. システムの性能（伝送性能値）から算出した場合との比較

図1、図2は与干渉源にISDNを含めず自己干渉のみによる伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較である。他の条件は、JJ100.01第2版と同じである。

図3、図4は、ビットローディングを15ビットにし、伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較である。他の条件は、JJ100.01第2版と同じである。

図5、図6は、与干渉源を隣接2回線とし、伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較である。漏話減衰量の危険率（累積率）はAnnex Aについては95%、A

n n e x Cについては5 0 %としている。他の条件は、J J 1 0 0 . 0 1 第2 版と同じである。

以上

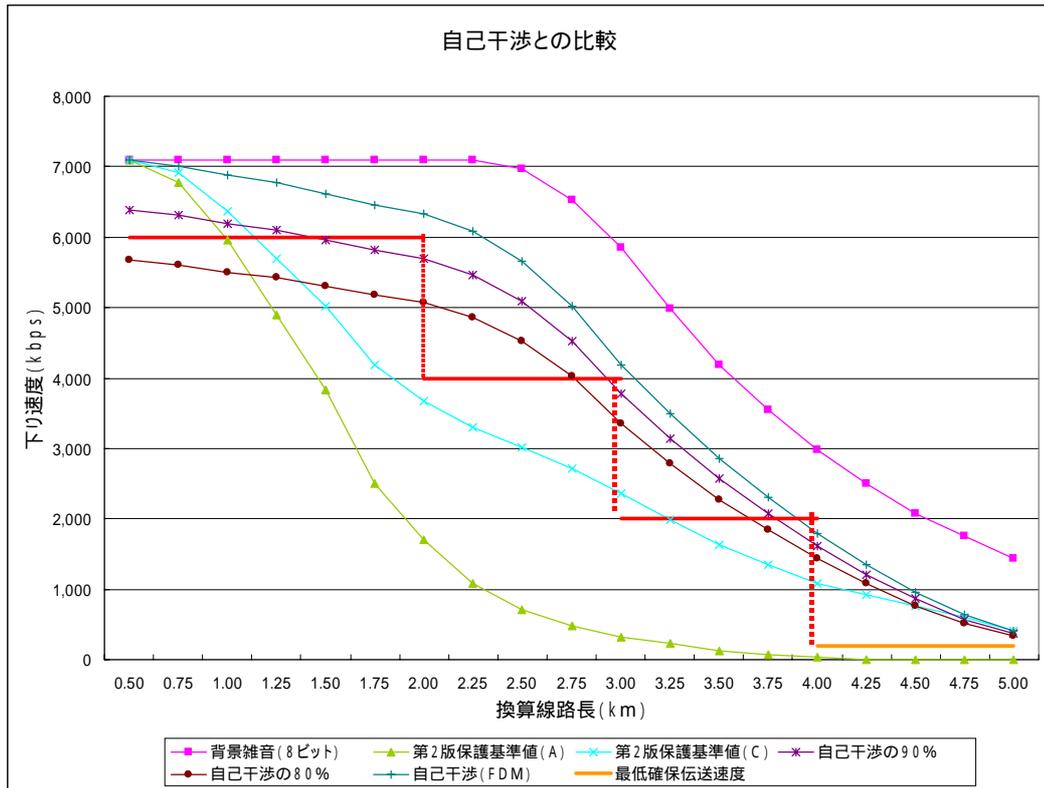


図1 自己干渉による伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較 (下り)

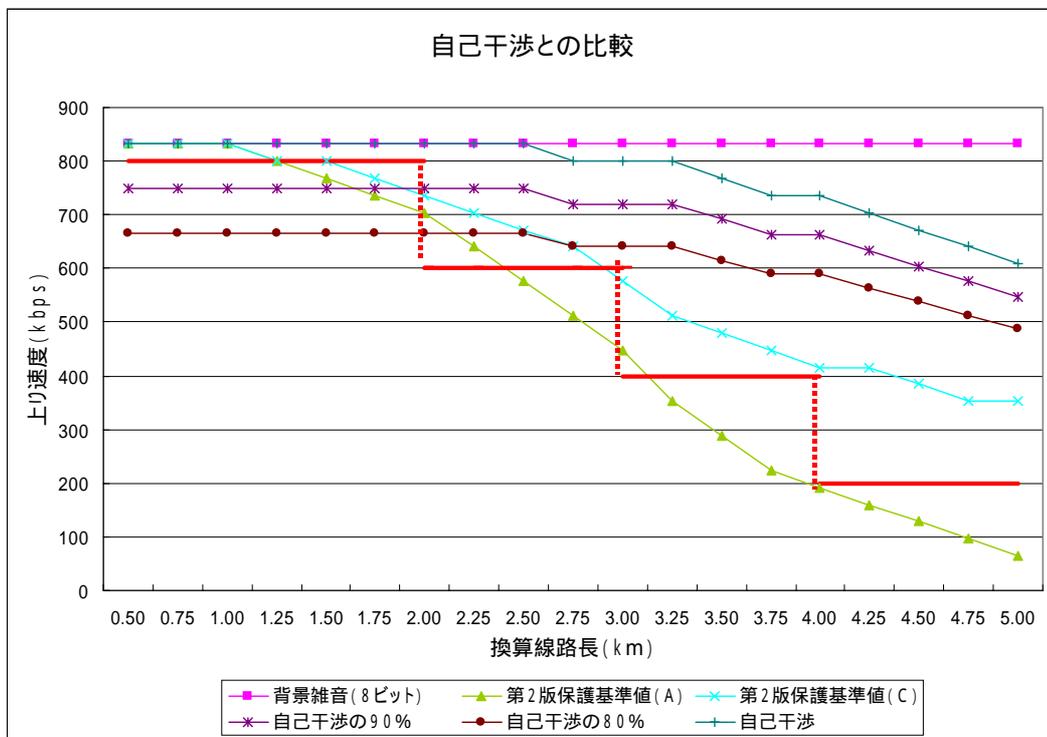


図2 自己干渉による伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較 (上り)

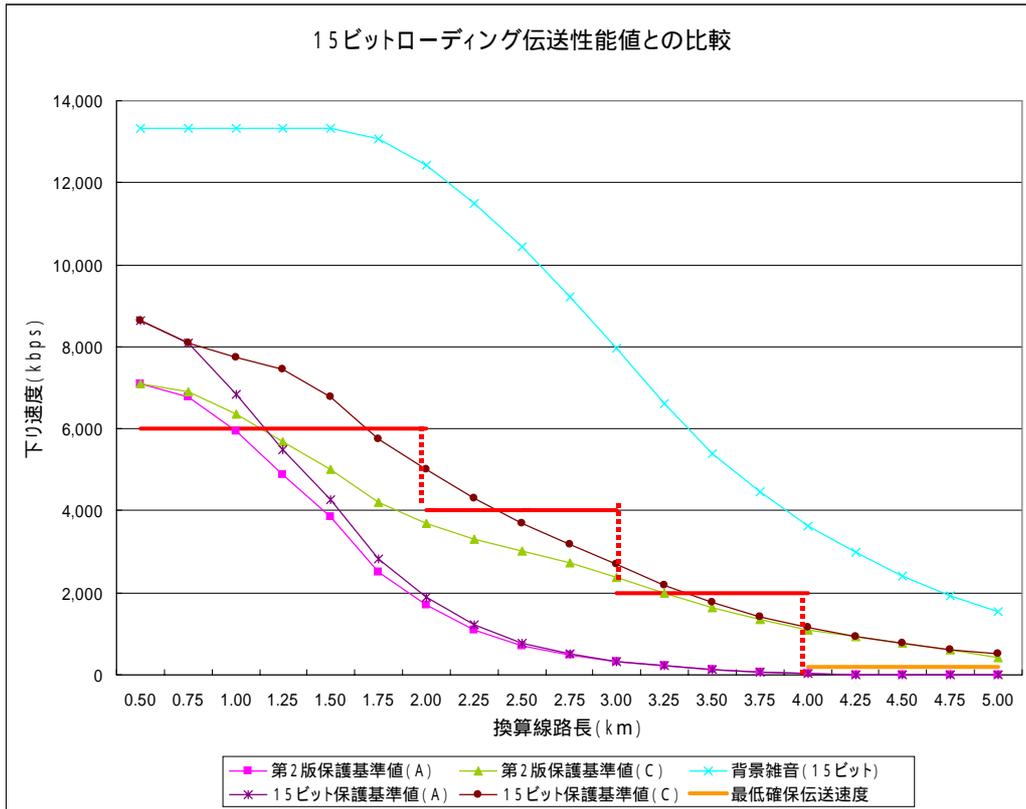


図3 ビットローディングを15ビットにし伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較（下り）

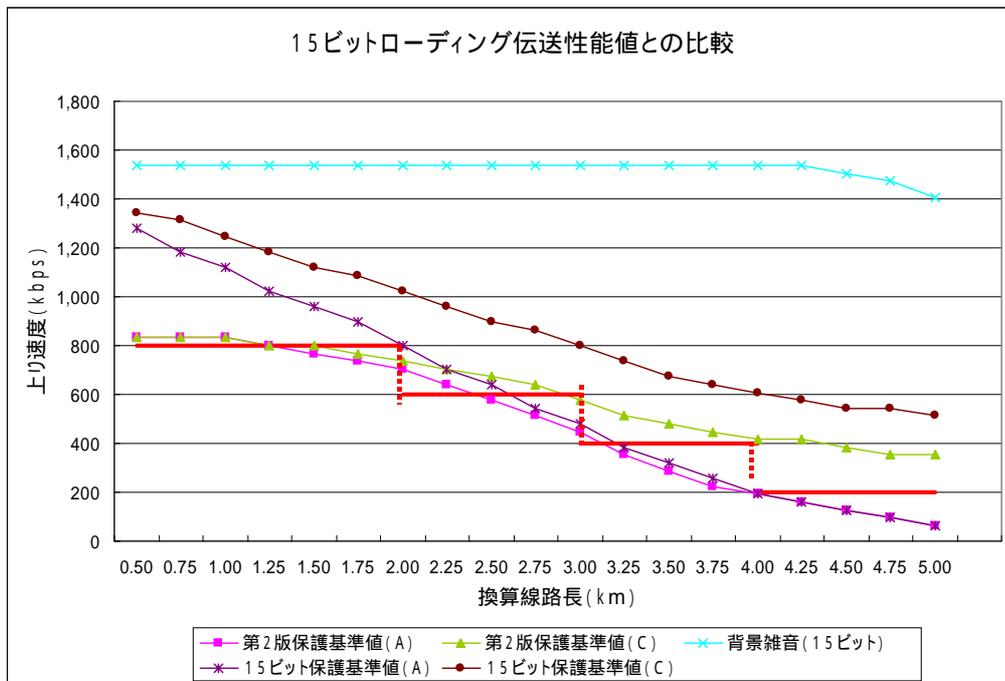


図4 ビットローディングを15ビットにし伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較（上り）

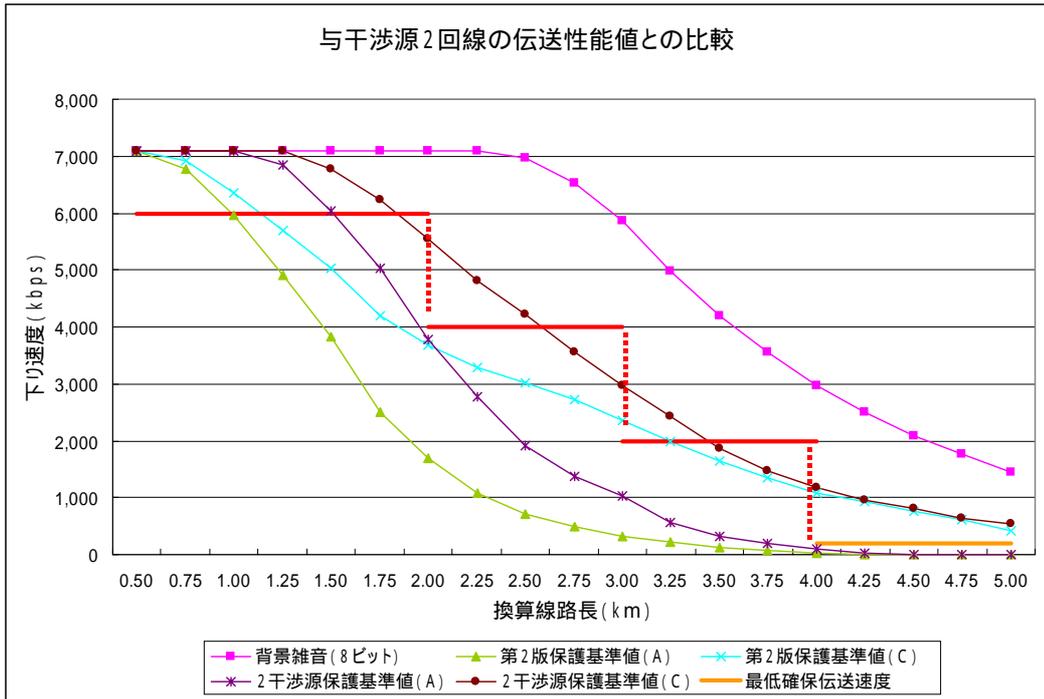


図5 与干渉源を隣接2回線の場合の伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較（下り）

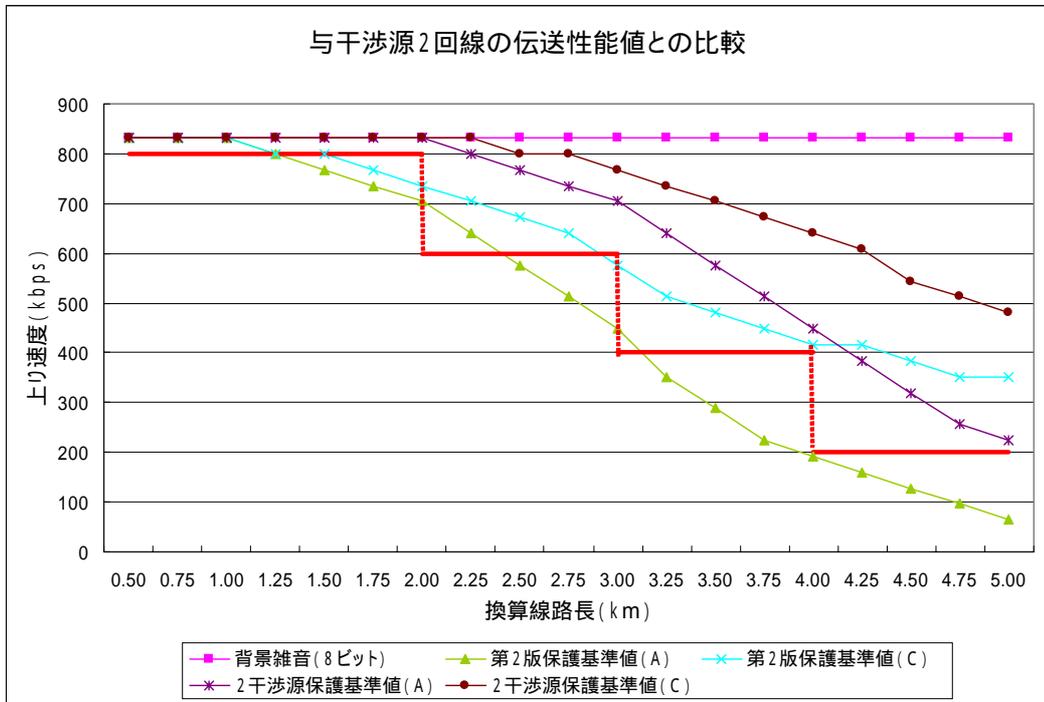


図6 与干渉源を隣接2回線の場合の伝送性能値から算出した保護判定基準値例との比較（上り）